



裁判手続のデジタル化の 今とこれから

1 はじめに

令和4年5月25日に公布された民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）は、民事訴訟手続を全面的にデジタル化（オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付等）するものであり、改正法の公布日から起算して4年以内の施行が予定されている。改正法の施行に先立ち、現行民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面や書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints」（ミンツ））が導入されている。

その後、民事訴訟手続以外の民事裁判手続に関する法律もデジタル化に向けて改正された。これらの改正の影響が裁判手続の審理運営に変化をもたらすことは必至であり、裁判の迅速化の観点からも一定の影響があることが想定される。

今般、デジタル化に伴う裁判手続の具体的な変化について、検証検討会において最高裁判所から説明がされ、委員の間でも意見交換がされたところである。そこで、本章においては裁判手続のデジタル化の現在地を概観するとともに、検証検討会での議論を紹介する。

まず、民事訴訟手続、民事執行手続・倒産手続といった民事非訟手続、家事事件手続等の各裁判手続について、デジタル化がどのように展開しているかを概観したものが、【図1】である。

すなわち、民事及び家事の各手続については、令和2年に民事訴訟手続においてウェブ会議を用いた争点整理手続の運用を開始したのを皮切りに、家事調停手続、家事審判手続、人事訴訟の争点整理手続等、多くの手続において、ウェブ会議が活用されるに至っている。特に令和6年3月からは、法廷で行われる民事訴訟手続の口頭弁論手続においてもウェブ会議を行うことが可能となった。

ウェブ会議を用いた審理運営については、民事及び家事の各分野につき後記2、3で改めて報告をする。

法改正についても補足すると、民事訴訟手続については令和4年に、民事非訟手続・家事事件手続等については令和5年に、それぞれデジタル化のための法律が成立している。

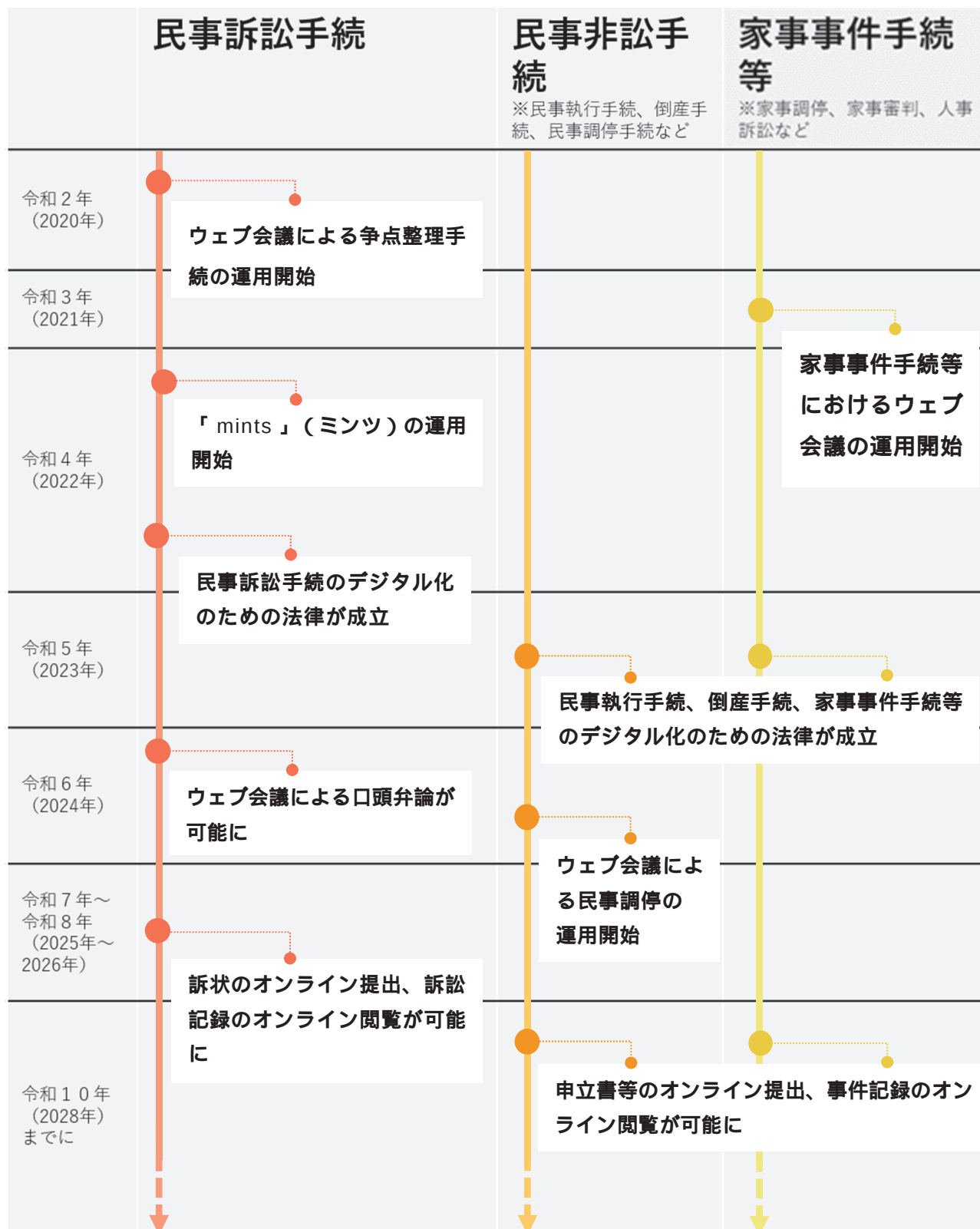
これらの改正法においては、上記口頭弁論手続におけるウェブ会議の利用に関する規定が盛り込まれているほか、訴状等の書類のオンライン提出や訴訟記録の電子データ化なども定められており、紙の書類・記録を前提としていたこれまでの世界から大きく変わることになる。

民事訴訟手続のデジタル化に関する改正法は令和8年5月まで、民事非訟手続・家事事件手続等のデジタル化に関する改正法は令和10年6月までに施行される予定であり、裁判所においては、これらの時期に間に合うようシステム開発等、必要な準備が進められている。

なお、改正法によって書類のオンライン提出等が可能になるところであるが、上記のとおり、令和4年に、改正前の民事訴訟法に基づいて、準備書面や書証の写し等の書類をオンラインで提出できるシステムとしてmintsが導入されており、既に民事訴訟の一部の書類については、オンライン提出が実現し、全ての高等裁判所・地方裁判所で利用されている。ただし、現在は、このシステムによっても裁判所において紙の記録を作成しており、この点が改正法の前後で異なる点である。

刑事手続については、令和7年5月に、書類の電子データ化や発受のオンライン化（いわゆるオンライン提出）等を内容とする捜査や公判手続のデジタル化について定めた刑事訴訟法等の改正法が成立した。

【図1】裁判手続のデジタル化のスケジュール



2 民事訴訟手続のデジタル化

1 フェーズ1～3について

従前の民事訴訟の手続においては、原告が訴状を紙媒体で持参又は郵送等の方法により裁判所に提出して手続が開始され、その後も、当事者が主張・反論や立証を行うためには、準備書面や証拠書類のコピーを紙媒体で裁判所と相手方当事者に提出、送付する必要がある、裁判所としても、提出された紙媒体の書面を記録として保存管理する必要があった。また、裁判所における手続については、原則として、当事者は、裁判所に出頭する必要があった。

そうした中、社会全体のデジタル化の進展を受け、利用者目線で裁判手続等のデジタル化を推進する方策について検討が行われ、平成30年3月30日に、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」による検討結果が取りまとめられた。その中で【図2】のとおり、主張・証拠の提出をオンライン提出に一本化したり、訴訟記録を電子記録に一本化したりするなどの「e提出」、主張・証拠への随時のオンラインアクセスや、期日の進捗状況等のオンラインでの確認を可能とするなどの「e事件管理」、ウェブ会議やテレビ会議を導入・拡大し、争点整理手続段階においてデジタルツールを活用するなどの「e法廷」という「3つのe」の実現を目指すこととされた。

この「3つのe」の実現については、3つのフェーズに分けて、順次新たな運用を開始していくべきとされた。まず、フェーズ1は、旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用を、フェーズ2は、当事者双方がウェブ会議により参加する弁論準備手続期日やウェブ会議による口頭弁論期日等の、法改正によって直ちに実現可能な運用を、フェーズ3は、法改正のほかシステムの開発・導入等を経て初めて実現可能なオンライン申立て等の運用を、それぞれ意味する。

この法改正については、民事訴訟手続の全面的なデジタル化に関する規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年5月25日に公布された。改正法の内容は段階的に施行することとされている（いわゆるフェーズ2のうち、後述する 双方不出頭の弁論準備手続期日等については令和5年3月1日、

ウェブ会議による口頭弁論については令和6年3月1日に施行され、フェーズ3に当たる 訴訟記録の電子化等については、公布の日から起算して4年以内に施行される予定となっている。）。

【図 2】

H30.3 「裁判手続等のIT化検討会」取りまとめ

民事訴訟手続のデジタル化

= 「 3 つ の e 」

これまでは…



e提出



e事件管理



e法廷

フェーズ1 旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用

e法廷

フェーズ2 法改正によって直ちに実現可能な運用（ウェブ会議による口頭弁論期日等）

e法廷

フェーズ3 法改正+システムの開発・導入等により実現可能な運用（オンライン申立て等）

e提出

e事件管理

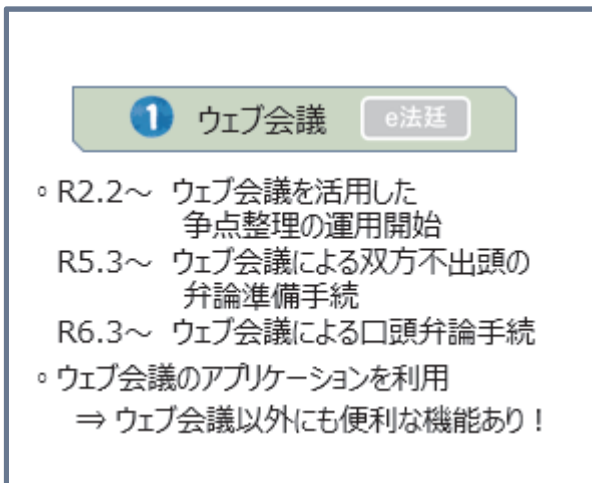
➡ R4.5.25 民事訴訟法等の一部を改正する法律公布（段階的に施行）

以上のとおり、「3つのe」の実現に向けてデジタル化の歩みが進められているところであるが、以下それを支える3つの柱について最高裁判所から説明された（令和6年7月実施）。

2 ウェブ会議について

1つ目の柱は、e法廷の一環としてのウェブ会議の活用である。まず、ウェブ会議については、【図3】のとおり、裁判所では、令和2年2月に、ウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用を一部の庁で開始した後、運用庁を順次拡大して、現在は、支部も含めた全国の高等裁判所・地方裁判所及び簡易裁判所で運用が実施されている。令和5年3月からは、当事者双方がウェブ会議により参加する弁論準備手続期日も実施可能となり、令和6年3月からは、ウェブ会議による口頭弁論の運用も開始した。

【図3】



ここで裁判所におけるウェブ会議の活用例について一部紹介する。

裁判所において利用しているウェブ会議のアプリケーション¹では、単にウェブ会議を行うだけではなく、種々の便利な機能を利用することができる。例えば当事者と裁判所との間でグループを作成して、その中で、ウェブ会議やデータの共有などを行うことができる。具体的には、事件ごとに裁判官、原告代理人、被告代理人でひとつのグループを作成すれば、簡単にそのグループ内で会議を開催することができる。

また、グループごとにスレッドが作成されるので、ウェブ会議を開催しなくても、スレッドにメッセージ

を投稿することにより、スレッド上で裁判所と当事者が情報共有をすることもできる。このスレッド上でのメッセージが「投稿」と呼ばれるものであり、今回実情調査においても紹介があったものである（108頁参照）。デジタル化前においては、裁判所と当事者が口頭で議論を行った後、その結果を調書に記載しても、それは裁判所にある記録に編綴されるものであり、調書の内容を確認するには、当事者が積極的に記録の閲覧の手続をとらなければならなかった。これに対して、この「投稿」機能は、自席にしながら即時にメッセージを送信することができる気軽さはもちろん、投稿されたメッセージはこのスレッド上に保存されるので、当該グループ内、すなわち、裁判官と当事者の間で適時に認識を共有するために非常に便利な機能であるとして活用されている。

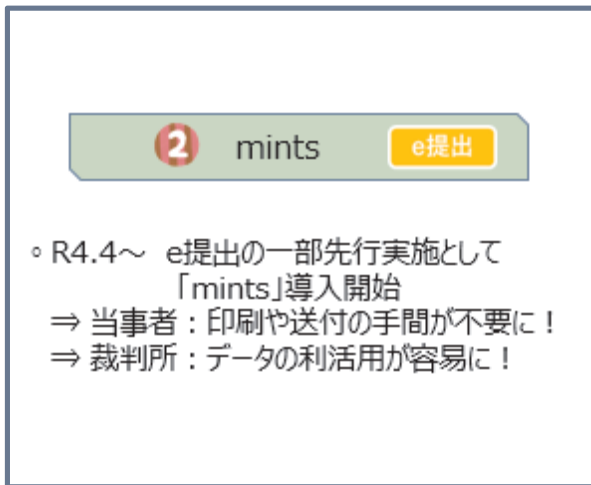
さらに、グループ内で、ワープロソフトや表計算ソフト等のファイルを共有することもできる。例えば、原告の主張と被告の主張を対比する表を作成する場合、デジタル化前は、原告が一覧表の原告主張欄に記載した場合には、紙で裁判所に提出し、これについて被告が被告主張欄に記載を加えたものがまた裁判所に提出され、さらに原告が加筆をしたものが提出されるといったことが行われていた。これについても、グループ内でファイルを共有すれば、途中経過の一覧表をその都度印刷することなく、データで確認することができる。また、ファイルを共有していれば、そのファイルにコメント等も付すことができるので、疑問点等についても気軽に確認できるようになる。このように印刷や提出の手間が省けることなどによって、一覧表を使った効果的な審理がより手軽にできるようになったといえる。

双方当事者がウェブ会議で争点整理手続に参加することが可能になったことによって、遠隔地にいる場合にも期日に参加することができ、期日を調整することが容易になったが、それだけでなく、デジタルツールを活用することによって争点整理の運営そのものも効率化されてきたといえよう。

¹ 現在、裁判所において、民事訴訟についてはウェブ会議のアプリケーションとして、Microsoft Corporation の Microsoft Teams というアプリケーションを用いている。

3 mintsについて

【図4】



2つ目の柱は、e提出の一環としてのmintsの導入である。フェーズ3におけるe提出の一部先行実施として、【図4】のとおり、令和4年4月、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステムであるmintsの運用が、甲府地方裁判所及び大津地方裁判所で開始された。その後、運用開始庁を徐々に拡大して、現在は、支部も含めた全国の高等裁判所・地方裁判所で運用が実施されている。mintsの運用は、将来のフェーズ3に向けた準備としての意味合いを有しており、改正法の全面施行後は電子提出が義務付けられる訴訟

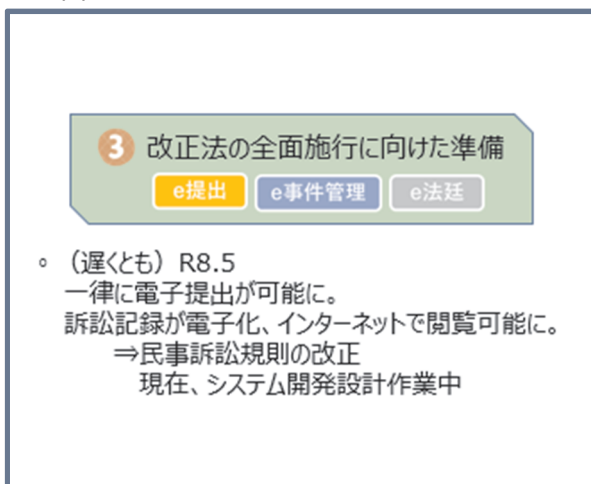
代理人（弁護士）にとっては、mintsによる電子提出の方法に習熟することが望ましいと考えられているところである。

電子提出が可能になると、当事者にとっては、印刷や送付の手間を省くことができ、事務の効率化が図られることになるほか、外出先から相手方の提出書類の内容を即時に把握することが可能となる、期日出頭の際も、分厚い訴訟記録の持ち運びが不要になるなどのメリットがある。また、裁判所にとっても、当事者の主張がデータで提出されることにより、データの利活用が可能となる、自席から複数人が同時に記録にアクセスが可能となるなどのメリットが考えられる。

4 改正法の全面施行に向けた準備について

最後の柱は、3つのeの全てに関わるものとして、改正法の全面施行に向けたシステム開発や規則の整備である。

【図5】



フェーズ3に関しては、【図5】のとおり、遅くとも令和8年5月までに、改正法が全面施行され、当事者による書面の電子提出が一律に可能となるとともに、訴訟記録が電子化され、インターネット上で閲覧することが可能となる。現在、フェーズ3に対応するための民事訴訟規則の改正が行われ、このようなe提出・e事件管理を実現するための国民・裁判所職員向けのシステムについて、改正法・改正規則の内容を踏まえて、鋭意開発設計作業が進められている。e法廷に関しては、ウェブ会議の方法は争点整理等の手続において広く利用され、実務に定着している。令和6年3月

にはウェブ口頭弁論の運用が開始され、フェーズ3の開始に向けて順調に運用されている。

5 デジタル化と審理運営改善について

このように民事訴訟の完全デジタル化に向けた準備が進められているところであるが、裁判所においては、民事訴訟手続のデジタル化は、現在のプラクティスに単にデジタルツールを取り入れるというのではなく、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機とすべきものと考えられている。

平成22年以降、地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は緩やかな減少傾向にあるが、既済事件の平均審理期間は長期化傾向が続いており、特に争点整理手続の期間が長期化している。また、社会情勢の変化、情報通信技術の進展等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっている。

このような中で、裁判所においては、紛争解決機関として期待された役割を十分に果たしていくことができるよう、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供していく必要がある。また、限られた司法資源を最大限に有効活用し、こうした役割を持続的に果たしていくためには、デジタル化を契機として裁判手続を合理化・効率化することが必要であり、民事訴訟の審理運営の改善に取り組んでいくことが重要と考えられる。

上記で説明されたウェブ会議の活用による機動的な期日指定や、ウェブ会議のアプリケーションの機能の一つであるデータ共有機能を活用した裁判所と当事者の認識共有等はこうした取組の一環であるが、裁判所においては、民事訴訟手続のデジタル化を踏まえ、民事訴訟の合理化・効率化に向けてさらに取り組んでいくことを考えている。

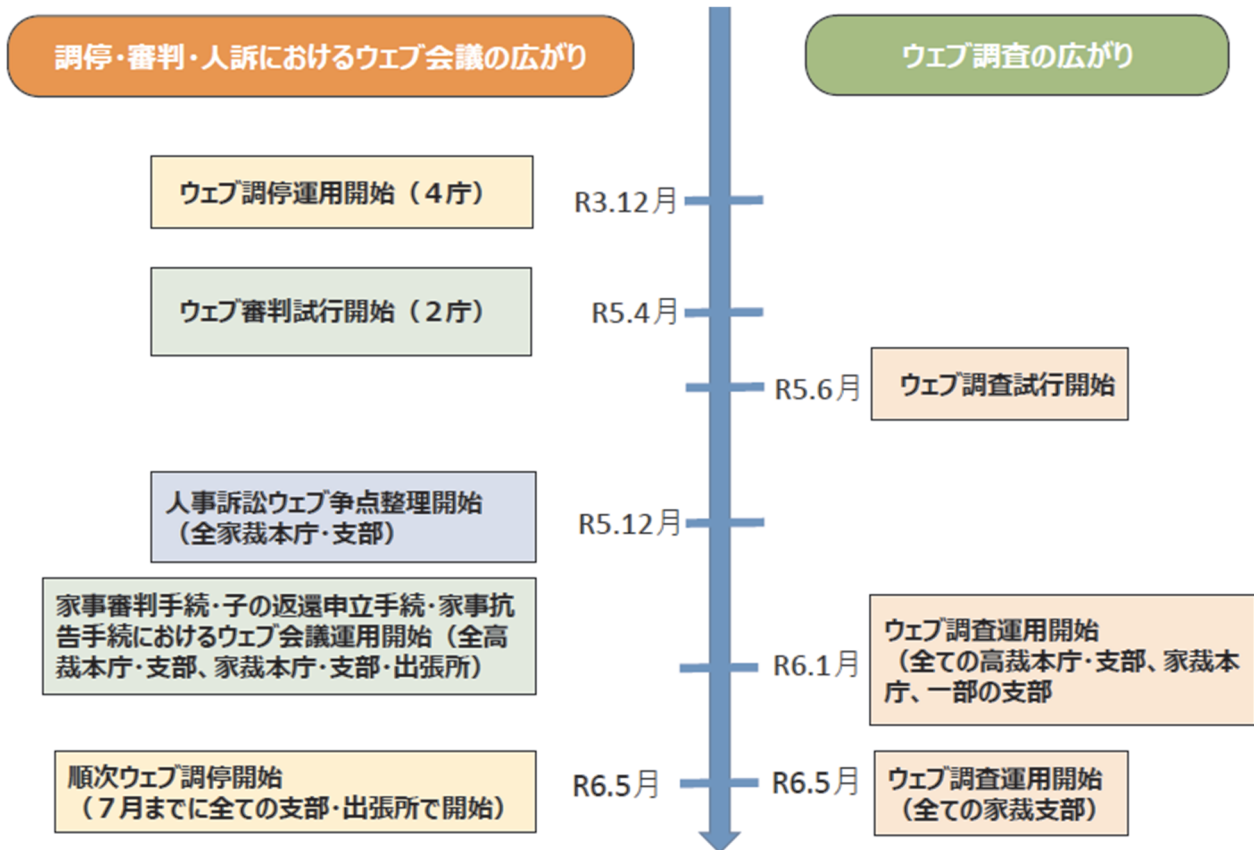


デジタル化＝民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機に！



3 家事事件手続等のデジタル化

1 家事デジタル化の進捗状況について



（１）家事調停手続におけるウェブ会議の広がりについて

家事調停手続におけるウェブ会議については、令和３年１２月以降、家庭裁判所本庁４庁でウェブ会議による試行を開始した後、順次運用を拡大し、令和６年２月以降、全家庭裁判所本庁へと拡大されるに至っている。また、同年５月以降、支部・出張所でも運用が順次開始され、同年７月には、全国の支部・出張所において運用が開始された。

（２）家事審判手続におけるウェブ会議の広がりについて

家事審判手続におけるウェブ会議については、令和５年４月から家庭裁判所本庁２庁で試行を開始し、同年６月から、別の家庭裁判所本庁２庁で後見開始の審判申立事件の受理面接等の参与員の説明聴取における試行を開始した上で、同年１２月下旬から、全ての高等裁判所本庁・支部、家庭裁判所本庁・支部・出張所において、家事審判手続・子の返還申立手続・家事抗告手続での運用を開始している。

（３）人事訴訟におけるウェブ会議の広がりについて

人事訴訟の争点整理手続におけるウェブ会議については、令和５年６月から同年１２月１９日まで家庭裁判所本庁２庁での試行を実施した上で、同年１２月下旬から、全ての家庭裁判所本庁・支部において運用を開始している。

（４）家庭裁判所調査官の調査におけるウェブ会議の広がりについて

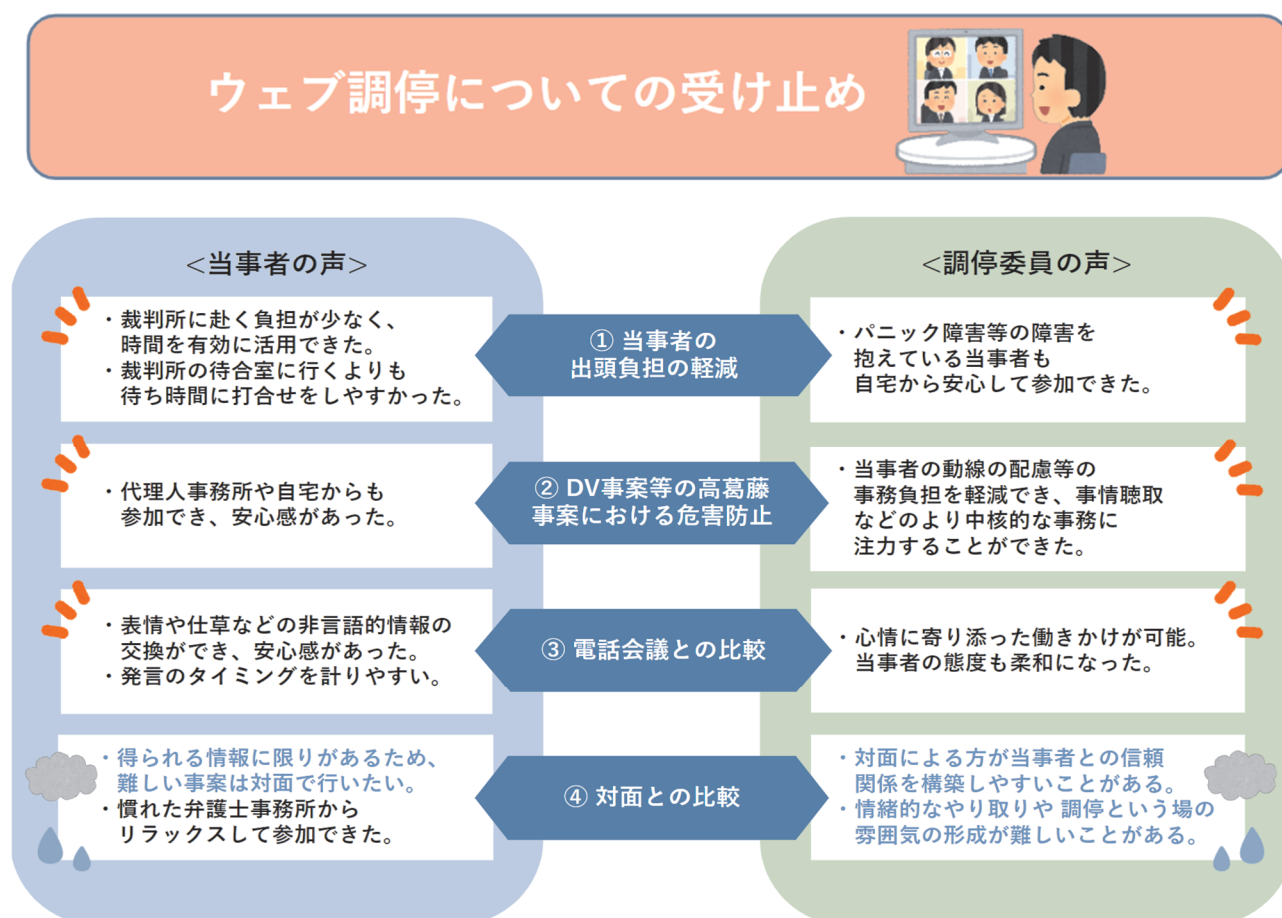
家庭裁判所調査官の調査におけるウェブ会議の利用（以下「ウェブ調査」という。）については、令和５年６月１日から令和６年１月５日まで、家庭裁判所本庁４庁において試行を実施した。試行期間を通じて、様々な調査場面でウェブ会議が活用され、調査の目的が達成できなかった事例や非公開性の確保という点で問題が生じた事例はなく、ウェブ調査が汎用性の高い調査方法であることが確認された。令和６年１月に全

ての高等裁判所本庁・支部、家庭裁判所本庁及び一部の支部においてウェブ調査の運用を開始し、同年5月には、全ての家庭裁判所支部においてウェブ調査の運用を開始している。令和6年1月から令和7年3月までにウェブ調査を実施した事件の累計は、7,700件を超えている。

2 家事調停手続におけるウェブ会議の活用について

家事調停手続において令和3年12月から令和7年3月までにウェブ会議を実施した事件の累計は、5万3000件を超えている。

【図6】



ウェブ調停についての当事者や調停委員の受け止めとしては、【図6】のとおり、当事者の出頭負担が軽減できた、DV事案等の高葛藤事案における危害防止が容易になった、表情や仕草等の非言語的情報の交換ができる、発言のタイミングを計りやすいなどの点で、電話会議に比べてメリットがあった、といった好意的なものが多く、一方で、得られる情報に限りがある、情緒的なやり取りや調停という場の雰囲気の形成が難しいことがあるなどの点で、対面での調停がふさわしい事案や場面があるとの意見もあった。

3 家事審判手続におけるウェブ会議の活用について

家事審判手続において令和5年12月から令和7年3月までにウェブ会議を実施した事件の累計は、5,700件を超えている。

試行段階からウェブ会議の利用の多かった別表第二審判事件において、ウェブ会議のアプリケーション²

² 現在、裁判所において、家事事件についてはウェブ会議のアプリケーションとして、Cisco Systems, Inc.のCisco Webexを用いている。

を利用した事案では、民事訴訟と同様に、投稿欄やファイル共有機能を活用して表や調停案の共有をできたことが利点として挙げられている。すなわち、投稿欄で期日間の準備事項、期日での確認事項、次回までの準備事項等を記載するなどして当事者双方との認識共有を図ることができたこと、遺産分割事件の遺産目録や財産分与事件の財産一覧表等をファイル共有機能を用いて共有することで円滑な審理を行うことが可能となったことなどがウェブ会議を活用することの利点として紹介されている。また、ウェブ会議の活用により、高葛藤の事案において、当事者双方が直接接するのを避けつつ、当事者と裁判官の間では顔を見ながら円滑なコミュニケーションを図ることができた、DV被害の主張のある事案において安全・安心を確保した上で審問を実施できた等の利点も挙げられている。

4 人事訴訟の争点整理手続におけるウェブ会議の活用について

人事訴訟の争点整理手続において令和5年12月から令和7年3月までにウェブ会議を実施した事件の累計は、4万1000件を超えている。

ウェブ会議の便利機能の活用による審理運営上の工夫としては、民事訴訟と同様に、一覧表や投稿欄の活用が挙げられている。例えば、双方当事者に入力済みの財産一覧表を使用しているアプリケーションにアップロードしてもらい、当事者双方及び裁判所においてデータを共有した例が多く、他にも財産分与が争点となる離婚訴訟において、財産一覧表の作成要領等の説明書面をあらかじめ使用しているアプリケーションにアップロードしておき、画面共有機能を用いて説明しながら当事者に一覧表の入力を働きかけた例や、アップロードされた財産一覧表を期日で画面共有機能を用いて当事者双方に示し、口頭での議論を踏まえてその場で修正し、修正後の財産一覧表をアップロードして当事者と共有した例もあった。また、投稿欄については、【図7】のように書記官、裁判官、当事者がそれぞれの立場で活用しており、充実した期日間準備につながる工夫もされている。

【図7】

審理運営の工夫～投稿欄の活用例

書記官

- ◇ グループ登録完了連絡、留意点周知
- ◇ 期日調整、期日連絡、決定告知
- ◇ 期日終了後の協議結果、次回までの準備事項、次回期日等の投稿
- ◇ 書面提出期限の連絡、書面提出の催促
- ◇ 和解案（和解条項案のアップロード）
- ◇ 調査囑託回答書到着に関する連絡

裁判官

- ◇ 期日終了後の協議結果、次回までの準備事項、次回期日等の投稿
- ◇ 和解案（和解条項案のアップロード、条項についての意見交換等）
- ◇ 期日間の意見交換等（財産分与基準日、財産一覧表の作成についての連絡等）

当事者

- ◇ 財産一覧表等のファイルのアップロード
- ◇ 期日間の意見交換等
- ◇ 和解案（和解条項案のアップロード、条項についての意見交換等）

4 検証検討会での議論

検討会においては、上記説明を受けて、デジタルならではの利点というものに着目し、単に紙を電子にするだけではなく、デジタルの機能を使ってどうやって裁判が効率的に運営できるのかというところから検討を求める意見があった。

この点、民事訴訟手続については、実情調査の結果を踏まえて、mintsを利用して提出されたデータを活用して、審理の迅速化のみならず、裁判の質の向上に資する取扱いができるのではないかといった指摘や当事者から提出されたデータを合議体で共有しながら議論ができるといった指摘もあり（113頁— 3「検証検討会での議論」）。今後もデジタルツールを活用した審理の工夫が加速することを期待したい。

また、現状では、全国的に見るとまだmintsが広く利用されているとはいえないが、フェーズ3に向けて、訴訟代理人（弁護士）はmintsを用いて電子提出の方法に習熟することが望まれているところであり（37頁参照）、改正法の施行後には電子提出のシステム利用の実情は大きく変わるのではないかとといった意見もあった。

このような検証検討会での議論等も踏まえて、今後さらに改正法施行後の裁判手続について、裁判所と弁護士とで認識を共有し、それぞれ習熟をはかることが重要であるといえる。